

ラオスにおける輸出入許可品目について

2022年4月5日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

商工業省は、2011年4月6日付「商品の輸出入に関する首相令（No114）」の第11条に規定される5つのリスト¹のうち、特に輸出入許可が必要な品目リストを拡張するために、2022年3月22日付けで「事前に輸出入の許可を取得すべき品目リストに関する合意（No0333）（以下、合意）」を発行しました。



また、同合意は、2012年1月に発行された「自動・非自動輸出入許可が必要な品目に関する通達（No0076）」にとって代わるもので、2022年3月28日に官報に掲載、15日後に施行されます。

2. 輸出入許可申請

同合意のリストに掲載されている品目を輸出入しようとする者は、輸出入をする前に、その都度、関係省庁に対して許可申請を行う必要があります。該当の物が生命や環境に多大なる悪影響を及ぼすものであると判断された場合、輸出入が拒否されることがあります。

3. 輸出入事前許可品目リスト（以下、品目リスト）

品目リストは、1) 輸入許可が必要な品目リスト及び 2) 輸出許可が必要な品目リストの2種類があります。関税分類番号（HSコード）に基づき分類されており、同リストに記載の許可機関が、管轄省庁となっており、許可を取得する必要があります。

1) 輸入許可が必要な品目リスト

¹ **Article 11. The Import and Export Administration Authorities**

1. List of prohibited import; List of prohibited export;
2. List of goods subjected to import licensing;
3. List of goods subjected to export licensing;
4. List of goods subjected to requirements on sanitary and phytosanitary measures and technical regulations; and
5. List of the Import and Export Administration Authorities for each type of goods included in the above lists.

HS コード	品目	許可機関
9302~9304	練習用及び競技用のライフル及び銃弾	治安維持省、需給局
3601~3604	火産業用爆発物（爆薬、爆発用機材、爆発物、花火など）	国防省、国防産業局、軍事技術局
7108	国際間の支払い使用される地金（延べ棒）例えば、装飾品の形式ではない、地金（99.99%）、金塊、銀地金、銀塊	ラオス中央銀行、金融政策局
9504	カジノ用のスロットマシン、ルーレットなど	情報文化観光省、大衆文化局
9018~9023	医薬品及び医療機器	保健省、食品・薬品局
-	麻薬、向精神薬	保健省、食品・薬品局
8701.20 8702~8705 8711	エンジンで動く全種類の陸上車両（完成車）、以下の2分類 1) 2輪又は3輪 2) 4輪以上	商工業省、輸出入局
2710.12.11 2710.12.14 2710.12.20 2710.19.71 2710.19.79 2710.19.83	燃料として使用される石油製品 - ハイオク - レギュラー - 軽油（ディーゼル） - JetA-1 - 灯油 - 調理用燃料	商工業省、輸出入局
2711	液化石油ガス	商工業省、輸出入局
0601 4401、4403 4406~07	球根、丸太、おがくず、荒削りの木材、厚みのある木材	商工業省、輸出入局
7103.10 7103.21 7103.31	貴石、半貴石、ダイヤモンド原石（工業用、工業用以外）	商工業省、輸出入局
1006	米	県、首都ビエンチャン輸出入局（商工業省）
-	商工業省の産業用化学薬品リスト2と3に掲載されている危険化学薬品	商工業省、工業・手工業局
-	農林省のリストIIに掲載されている森林産物	県、首都ビエンチャン農林水産局（農林省）
-	ワシントン条約のIIとIII管理リストに掲載されるすべての水生生物	森林局（農林省）
3808	中程度以下の危険度の殺虫剤	県、首都ビエンチャン農林水産局（農林省）
-	鉱物及び鉱物製品（放射性元素を含むもの、ウラン、トリウムを除く）	鉱山管理局（エネルギー・鉱山省）

2) 輸出許可が必要な品目リスト

HS コード	品目	管理根拠
7108	国際間の支払い使用される地金（延べ棒）例えば、装飾品の形式ではない、地金（99.99%）、金塊、銀地金、銀塊	ラオス中央銀行、金融政策局
4401 4408~4421 6414 9401、9403~04	天然林の加工木材	県・首都ビエンチャン商工業局（商工業省）
4401 4403~4421 6414 9401、9403~04	植林及び植林の加工木材	郡・首都ビエンチャンの商工業事務所（商工業省）
4402	白炭	県、首都ビエンチャン農林水産局（農林省）
-	加工していない生薬となる天然資源	食品・薬局（保健省）
1006	米	県・首都ビエンチャン商工業局（商工業省）
7103.10 7103.21 7103.31	貴石、半貴石、ダイヤモンド原石（工業用、工業用以外）	商工業省、輸出入局
-	商工業省の産業用化学薬品リスト2と3に掲載されている危険化学薬品	商工業省、工業・手工業局
-	農林省のリストIIに掲載されている森林産物	県、首都ビエンチャン農林水産局（農林省）
-	ワシントン条約のIIとIII管理リストに掲載されるすべての水生生物	森林局（農林省）
-	鉱物及び鉱物製品（放射性元素を含むもの、ウラン、トリウムを除く）	鉱山管理局（エネルギー・鉱山省）

4. 品目リストに掲載されていない品目

上記3の品目リストに掲載されていないものを輸出入する場合は、原則、許可を取得する必要はなく、税関申告手続きを行うことで、輸出入することが可能です。但し、検疫審査、植物検疫、関連分野の技術検査等、ラオス又は輸出先の国の規定に従って必要な検査を受ける必要があります。

5. 許可取得にかかる日数について

2022年3月2日付で、商工業省輸出入局より業務改善に関する通知が出され、同局が発行元となる許可については、以下の通り、従来（2018年）よりも取得にかかる時間が短縮されています。

サービス内容	取得に要する時間 (従来)	取得に要する時間 (現在)
車両及びガソリン輸入許可 1. 紙ベース 2. オンライン (Lao National Single Window 経由)	2 営業日 1 営業日	1 営業日 1 営業日
原産地証明 1. 紙ベース 2. オンライン (E-CO)	4 時間 2 時間	2 時間 1 時間
球根、丸太、おがくず、荒削りの木材、厚みのある木材の輸入許可 (紙ベース)	—	10 営業日
貴石及び加工済みダイヤモンドの輸出入許可 (紙ベース)	2 営業日	1 営業日
経由、再輸出、一時的輸出入 (紙ベース)	2 営業日	2 営業日
車両輸出入事業許可証 (紙ベース)	—	5 営業日
貴金属輸出入事業許可証 (紙ベース)	—	3 営業日

※上記の時間は、書類が完全に揃った状態であることが条件であり、現地視察、他の関との調整時間は含まれず、ネット回線の不具合、停電の場合も考慮されていませんので、留意ください。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南西アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南西アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 7 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム（CLMV）の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。ピエンチャン日本人商工会議所事務局長（2015 年）、カンボジア日本人商工会労務委員（2014 年、2015 年）、盤谷日本人商工会 GMS 委員（2016 年-）、東京都中小企業振興公社の相談員（2017 年-）、中小機構相談員（2016-）等を歴任。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。